

岩手県選挙管理委員会告示第16号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年3月7日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用ビラの届出)</p> <p>第72条 法第142条（文書図画の頒布）第1項第1号又は第2号の規定による県の委員会に対するビラの届出は、選挙運動用ビラ届（様式第47号）によらなければならない。</p> <p>様式第47号（第72条関係）</p> <p>[略]</p> <p>公職選挙法第142条第1項（第1号、第2号）の規定により、選挙運動のために頒布するビラを下記のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p>	<p>(選挙運動用ビラの届出)</p> <p>第72条 法第142条（文書図画の頒布）第1項第1号、<u>第2号又は第3号</u>の規定による県の委員会に対するビラの届出は、選挙運動用ビラ届（様式第47号）によらなければならない。</p> <p>様式第47号（第72条関係）</p> <p>[略]</p> <p>公職選挙法第142条第1項（第1号、第2号、<u>第3号</u>）の規定により、選挙運動のために頒布するビラを下記のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成19年3月22日から施行する。